

原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆

【執筆者】

西村 暢史

富山大学経済学部助教授

(公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員)

泉水 文雄

神戸大学大学院法学研究科教授

(公正取引委員会競争政策研究センター主任客員研究員)

【要旨】

本調査は、原始独占禁止法が、米国側と日本側との交渉・折衝の中で、両者のどのような意図の下で、また、どのような立法作業の過程を経て成立したのかについて、日米両国に現存する史料に基づく解明を行うことを目的として行われたものである。

立法過程においてキーとなる法案は3つある。それらは、1946年12月20日付け「独占等の禁止制限に関する法律案」(産業復興局)、1947年1月1日付け「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」(商工省企画室)そして1947年1月28日付け「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(試案)-司令部に提出するもの」である。日本側が初めて米国法及び日本の経済実態、法体系等の実情を体系的に整理、検討した上で作成した法案が¹であり、それを基にしてより精緻な条文形式として作成され、現在、原始独占禁止法の直接の起源と考えられているものが²である。そして、GHQに提出され、その後の具体的な条文に関する日米間の交渉のたたき台となったものが³である。本報告書では、以前における史料等をも視野に入れつつ、具体的には、以降において、原始独占禁止法の中でも特に主要な実体規定(目的規定、私的独占、不当な事業能力の較差、不当な取引制限、不公正な競争方法、国際的協定・契約、適用除外等)がどのような考え方及びプロセスを経て制定されたのかについて検討している。

その結果、例えば、不当な取引制限における「遂行」概念がいつどのように規定されたのか等の興味深い結論を得ている。